

契約締結前交付書面  
(東京商品取引所通常取引契約)

 大起証券株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認ください、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

## 目次

重要事項	2
1. 商品先物取引の基礎	3
①商品先物取引とは	
②商品取引所における取引のルール	
③商品先物取引のリスク	
④商品先物取引のコスト	
⑤取引に関する制限	
⑥建玉の値洗い	
2. お客様の資産の保全	4
3. 契約の概要	5
(1)取引の手続き	
契約までの取引の流れ	
(2)証拠金について	
①委託者証拠金	
②受入証拠金の総額	
③証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）	
④証拠金の預託の方法	
⑤証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
⑥留意事項	
4. 手数料	9
5. 債務の履行、決済の方法	9
①差金決済	
②受渡による決済	
6. 不招請勧誘の禁止対象の例外について	9
7. 不招請勧誘の禁止対象からの例外に応じた禁止行為の新設	11
8. 契約の終了事由	11
9. 禁止行為	12
○商品先物取引法（第 214 条）主な禁止行為	
○商品先物取引法施行規則（第 103 条）主な禁止行為	
○損失補てん等に関する禁止行為	
10. 税金の概要	13
11. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	13
12. 当社の概要	14
13. 免責事項	14
14. 商品先物取引に関する主要な用語	15

## 重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額にくらべて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社の取次先の受託会員が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。なお当社が破産する等した場合、当社の取次先の受託会員によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は(株)日本証券クリアリング機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金への分離預託及び日本商品委託者保護基金との代位弁済契約による保全措置を行っておりますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本証券クリアリング機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。なお、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

# 1. 商品先物取引の基礎

## ①商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。石油市場は東京商品取引所において、また、貴金属市場、ゴム市場、農産物市場は大阪取引所において取引されています。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ①商品の受取りや代金の支払いは取引時に行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ②商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発したSPAN<sup>®</sup>によって計算した額（SPAN 証拠金）を基に設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

## ②商品取引所における取引のルール

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」における商品先物取引です。当社の主な取扱い商品、取引単位や限月等の取引要綱につきましては、《別紙 取引要綱》をご覧ください。

## ③商品先物取引のリスク

- 商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。
- 商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね10～50倍程度の額となります。
- 商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。
- 相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。
- 相場の変動により損失が発生した場合に取引を継続するためには、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

#### ④商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料が発生します。手数料の額および徴収の時期などの詳細については別紙をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料が発生しますので、ご注意ください。

#### ⑤取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解除すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、受渡しを行わない場合は限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社の取次先の受託会員が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本証券クリアリング機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

#### ⑥建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差を基に損益が計算されます。これを「値洗い」といいます。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損といい、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」といいます。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

## 2. お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本証券クリアリング機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。なお、当社が差換預託を行う場合、お客様の証拠金は取次証拠金としてお預かりしますので同意書を差し入れて頂きます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産について、日本商品委託者保護基金への分離預託及び日本商品委託者保護基金との代位弁済契約により保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本証券クリアリング機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本証券クリアリング機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。

なお、この返還額が、お客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本証券クリアリング機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

㈱日本証券クリアリング機構	( <a href="https://www.jpx.co.jp/jscc/">https://www.jpx.co.jp/jscc/</a> )
東京都中央区日本橋兜町 2-1	(電話) 03-3665-1234
日本商品委託者保護基金	( <a href="https://www.hogokikin.or.jp">https://www.hogokikin.or.jp</a> )
東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目10番 7 号	
東京商品取引所ビル 4 階	(電話) 03-3668-3451

### 3. 契約の概要

#### (1) 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

当社の外務員より「契約締結前交付書面」(本書面) および「受託契約準則」を交付いたします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。

#### 契約までの取引の流れ

##### ①説明

- 『契約締結前交付書面』(本書面) を用いて取引の危険性や取引の仕組み等についての説明を行います。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点がある場合には必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度を確保するため『「契約締結前交付書面」アンケート』をご記入いただきます。『契約締結前交付書面』の説明・交付を受けた旨、ご署名下さい。
- 『当社が定めた委託者証拠金額一覧』 及び 『当社が定めた委託手数料一覧』 を説明・交付いたします。
- お客様の情報について、当社が定めた 『お客様の個人情報の利用目的についてのお知らせ』 を説明・交付いたします。
- 当社が定める 『取引所システムに関する留意事項』 について説明・交付いたします。

##### ②口座開設

- お客様の理解度確認のため 『商品デリバティブ取引の重要なポイント』 を説明・交付いたします。ご確認ください。ご確認いただきご署名下さい。
- 『受託契約準則』 の説明・交付を受け、ご確認ください。
- 『お取引の口座開設申込書』 にご記入下さい。年齢、職業、収入、流動資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。なお、投資可能資金額は損失となっても生活に支障のない範囲で設定しなければならないこと、元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引であること等を十分ご理解下さい。
- 「犯罪による収益の移転に関する法律」に基づく本人確認を行います。当社の外務員に運転免許証等の本人確認書類(コピー)をご提出ください。

##### ③適合性の審査

- 取引相談室が電話又は面談により、理解度及び取引意思等の確認を行い、併せて 『お取引の口座開設申込書』 の記載内容についても審査いたします。
- 事前審査は営業責任者及び管理部・取引相談室が行います。

- ・ 最終審査は総括管理責任者が行います。なお、審査の結果、契約をお断りする場合もございますので、予めご了承下さい。

#### ④契約

- ・ 審査の終了後、「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上、「約諾書」に署名・捺印してください。その他、受託契約準則関係書類（「差換預託に関する同意書」）等の必要書類をご提出してください。

#### ⑤証拠金の預託

- ・ 証拠金の預託は金融機関からの振込のみとしており、現金でお預かりすることはおこなっておりません。

#### ⑥受注

- ・ 取引注文は、受託契約準則第6条（委託の際の指示）に則って、その都度指示内容を確認してください。

#### ⑦成立

- ・ 注文が成立した場合には約定報告をいたします。また、「取引報告書兼保証金受領証」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。なお、いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨とその理由をご連絡いたします。

#### ⑧その他

- ・ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ・ 値洗損益金通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合ご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。なお、ご入金が無い場合はすべての建玉が決済されます。
- ・ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。
- ・ 毎月末に残玉のある方には月末残高を記載した「取引残高報告書」を送付いたします。また、3ヶ月ごとに、過去3ヶ月間に取引のあった方全てに取引内容を記載した「取引残高報告書」を送付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について同封のはがき（取引残高回答書）により必ずご回答ください。取引残高回答書の返送がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ・ 建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社の外務員にご請求ください。お客様から請求のあった日から4営業日以内にお客様の口座に振り込みをいたします。

## (2) 証拠金について

### ①委託者証拠金

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」といいます。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてSPAN<sup>®</sup>（スパン）を用いて計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で決定することとされており、当社の「委託者証拠金」は、(株)日本証券クリアリング機構から毎週公表

されるプライス・スキャンレンジを下回らない金額を設定しております。なお、「取引証拠金維持額」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は一定の金額ではありません。

当社が定める「委託者証拠金」の預託時期は、受託契約準則第12条の2の特例により、建玉前に預託する旨の特約を締結するものとします。

## ②受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金を加減（益勘定の場合は加算しません。）した金額を「受入証拠金の総額」といいます。

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金額} - \text{値洗損金通算額} \pm \text{売買差損益金}$$

〔建玉を維持するために必要な状態〕

$$\text{受入証拠金の総額} \geq \text{委託者証拠金}$$

## ③証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）

「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」といいます。

○証拠金不足（総額の不足額）が発生する場合

- ・ 新たに建玉し、保有する建玉の状況が変化し、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金額」が増額した場合
- ・ 値洗損益金通算額がマイナスとなった場合
- ・ 建玉の決済により損金が発生した場合
- ・ 「委託者証拠金」の見直しが行われた場合

○証拠金不足（総額の不足額）が発生した場合

- ・ 建玉を決済せずに維持し取引を継続するには、不足の発生した日の翌営業日正午までに不足額の預託が必要です。
- ・ 不足額が期限までに預託されない場合は、お客様の計算において全ての建玉を処分することがあります。

※大阪取引所取引口座とプール計算されている場合には大阪取引所の口座と値洗い損益が通算されます。

$$\text{総額の不足額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金}$$

（マイナスの場合）

○現金の不足額

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」といいます。

※倉荷証券を充用有価証券として使用できるのは大阪取引所取扱銘柄のみとなります。

$$\text{現金不足額} = \text{預り証拠金のうち現金} - \text{現金支払予定額}$$

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損金通算額および売買差損益金（未精算）を加減した額をいいます。なお、値洗損益金通算額が益となる場合には現金授受予定額には加えません。

<b>現金支払予定額</b>	<b>=</b>	<b>現金授受予定額がマイナスの場合の金額</b>
<b>現金授受予定額</b>	<b>=</b>	<b>値洗損金通算額 ± 売買差損益金（未精算）</b>

○証拠金の不足額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金の不足額」のいずれか大きい額となります。

<b>証拠金の不足額</b>	<b>=</b>	<b>「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額</b>
----------------	----------	------------------------------------

証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託して頂く必要があります。

#### ④証拠金の預託の方法

証拠金の預託は、金融機関を介しての振込により行って下さい。証拠金の預託は金融機関からの振込のみとしており、現金でお預かりすることはおこなっておりません。

当社指定の下記の口座にお振込みください。

<b>銀行名</b>	<b>三菱UFJ銀行</b>	<b>PayPay 銀行 (銀行コード 0 0 3 3)</b>
<b>支店名</b>	<b>大津町支店 (オオツマチシテン)</b>	<b>本店</b>
<b>口座種類</b>	<b>普通口座</b>	<b>普通口座</b>
<b>口座番号</b>	<b>1 6 9 2 3 2 1</b>	<b>6 5 4 7 3 1 1</b>
<b>名義人</b>	<b>大起証券株式会社 (ダイキショウケンカブシキカイシャ)</b>	<b>ダイキショウケン (カ)</b>

#### ⑤証拠金の返還の時期および方法 (預り証拠金余剰額)

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」を差し引いた金額となります。

<b>預り証拠金余剰額</b>	<b>=</b>	<b>受入証拠金の総額</b>	<b>-</b>	<b>委託者証拠金</b>
-----------------	----------	-----------------	----------	---------------

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の外務員に出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座に振り込みをいたします。

なお、当社では値洗益の払い出し（出金）および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

## ⑥留意事項

- ・ 納会月割増額は、当月限（1 番限）が対象で、維持するためには売り、買いそれぞれ当月限合計枚数の多い方の枚数について預託していただく必要があります。
- ・ 値洗損益金通算額が益となる場合には現金授受予定額には加えません。
- ・ 同一商品におけるスプレッド取引は、保有する建玉全体から生じるリスクに応じて証拠金を計算した（SPAN証拠金）、商品内スプレッド割増額（当社が定める委託者証拠金と同額といたします。）を採用します。
- ・ 相関関係のある銘柄での商品間スプレッド割引額は採用しません。

## 4. 手数料

決済注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料を預り証拠金から差し引きます。詳細については別紙「当社が定めた委託手数料一覧」をご覧ください。

## 5. 債務の履行、決済の方法

### ①差金決済

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、当社の外務員に仕切注文の指示をしてください。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

建玉をすべて決済した場合に、預り証拠金が売買差損金および手数料に不足するときは、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

### ②受渡による決済

- ・ 当社では東京商品取引所の取扱銘柄の受渡しは行っておりませんので、すべて建玉処分により決済していただくことになります。現物先物取引、現金決済先物取引ともに、納会月 15 日（休業日は繰上）の日中立会終了時に残った建玉は、お客様の計算により夜間立会で決済されていない限り、翌営業日の日中立会寄付板合せにてお客様の計算により建玉を処分いたします。なお全量約定するまで発注いたします。

## 6. 不招請勧誘の禁止対象の例外について

下記（1）から（3）までの勧誘が不招請勧誘の禁止対象から除外されます。

### （1）ハイリスク取引の契約者（自社との契約者）に対する勧誘

現在勧誘が認められている商品先物取引（損失限定取引を除く）・金融店頭デリバティブ取引・金融市場デリバティブ取引の契約者

### （2）ハイリスク取引の契約者（他社との契約者）に対する勧誘

(a) 商品先物取引（損失限定取引を除く）、(b) 金融店頭デリバティブ取引、(c) 金融市場デリバティブ取引、(d) 有価証券の信用取引の契約者（以下「他社契約者」という）に対する勧誘であって、下記①から③までの全てを条件とします。

なお、(a) および (b) については取引終了後 5 年以内の者としします。

また、(c) および (d) については、当該取引の契約締結の日から 90 日以上経過した場合であって、かつ、勧誘行為を行う日の直近 1 年以内に 2 以上の取引がある者、または勧誘の日に未決済の取引の残高を有する者としします。

- ① 勧誘に先立ち、他社契約者でなければ契約できないことについてお客様に説明し、かつ、説明を受けたことを、お客様が証する書面により確認すること。（尚、説明を受けたこと

- をお客様が証する書面は、説明の日から10年間保存します)
- ②契約を締結するまでの間に、お客様が他社契約者であることを、自ら申告した書面により確認すること。(尚、他社契約者であることをお客様が申告された書面は、確認の日から10年間保存します)
- ③上記①若しくは②の規定に反し、又は上記②の書面が事実と異なることを知りながら取引を行った場合には、当該取引は自己の計算においてしたものとみなすこと。
- (3) 一定の要件を満たす未経験者に対する勧誘
- 上記(1)及び(2)以外のお客様に対する勧誘であって、下記①から③までの全てを条件とする。
- ①勧誘に先立ち、下記(a)から(c)までの全ての条件に該当する者でなければ契約できないことについてお客様に説明し、かつ、説明を受けたことを、お客様が証する書面により確認すること。(尚、説明を受けたことをお客様が証する書面は、説明の日から10年間保存します)
- (a) 65歳未満の者であること。
- (b) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者(年金等生活者)でないこと。
- ※ 前記年金等生活者の定義として、以下の内容を告示(新規制定)で規定します。
- ・主として年金等により生計を維持している者とは、以下の額の合計額がそれ以外の収入の年額を超える者が対象となります。
  - ・年金(老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金等)の年額
  - ・恩給の年額
  - ・過去5年以内に受け取った退職金の額の20分の1の額(お客様が60歳以上である場合に限定)
  - ・過去5年以内に受け取った生命保険金の額の20分の1の額(お客様が60歳以上である場合に限定)
  - ・過去5年以内に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の20分の1の額(お客様が60歳以上である場合に限定)
  - ・その他これらに類するものの額
- (c) 下記イ又はロのいずれかの条件に該当する者であること。
- イ 上記(a)、(b)の条件に該当し、年収800万円以上でかつ保有金融資産2000万円以上の株式等経験者(現物株式取引、投資信託)で、損失額が証拠金の額を上回るおそれのあること等について適切に理解している者。
- ロ 特定の資格を有する者であること。(弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、証券一種外務員など、証券アナリスト)
- ②契約を締結するまでの間に、お客様が上記①の条件に該当することを、(a)については身分証明書等、(b)については年収・金融資産申告書、(c)のイについては年収・金融資産申告書、(c)のロについては資格証明書等により確認する。(尚、当該書面は確認の日から10年間保存します)
- ③下記(a)から(c)までの全てを契約の内容とします。
- (a) 契約締結の翌日から14日間を経過した場合でなければ、お客様に対して取引の勧誘を行うこと及びお客様から取引の指示を受けることができないこと。
- (b) 商品取引契約が締結された日から取引の開始日までの間に、委託者の年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を上限とした額(以下「投資上限額」という。)を設定しなければならないこと。
- 商品取引契約が締結された日から1年以内にあつては、預り証拠金のうち委託者証拠金(値洗損益金通算額が負である場合には委託者証拠金から値洗損益金通算額を減じた額。)が投資可能額(投資上限額から委託手数料(仮委託手数料を含む。))の合計額を減じて得た額に売買差損益金の合計額を加えた額(当該額が投資上限額を超える場合には投資上限額)をいう。)を超えることとなる取引の委託を受けてはならず、かつ、値洗損益金通算額を計算する時点において、預り証拠金のうち委託者証拠金が投資可能額以上となった場合には、委託を受けた取引の全部について、転売又は買戻しにより速やかに処分するものとする。

尚、この場合、管理部が夜間取引開始時以降において、全ての建玉を成行のFaKで決済し、新たな取引は出来ないこと。

(c) 下記イからハまでのいずれかの場合には、当該取引は自己の計算においてしたものとみなすこと。

イ 上記(3)①もしくは(3)②の規定に反し、又は上記(3)②の書面が虚偽であることを知りながら、契約を締結し取引を行ったとき。

ロ 上記③(a)の規定に反し、お客様から取引の指示を受けて取引を行ったとき。

ハ 上記③(b)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

#### (4) その他留意事項

- ① 施行規則第102条の2第3号ハイリスク取引未経験者のお客様につきましては、投資上限額からFX・CFDの入金限度額を減じたものとします。
- ② 施行規則第102条の2第3号ハイリスク取引未経験者のお客様につきましては、取引開始後一年間、現物の受け渡しは出来ないものとします。
- ③ 施行規則第102条の2第3号ハイリスク取引未経験者のお客様につきましては、取引開始後90日間を習熟期間と定め、取引証拠金等の額が投資上限額の3分の1に達することがない範囲内での取引とし、習熟期間内の変更は一切認めないものとします。また新規建玉の指値注文は当日限りまでとさせていただきます。
- ④ 習熟期間中のお客様につきましては、既存建玉について証拠金変更や値洗いの悪化により、投資上限額の3分の1を超える場合、お客様にその旨報告したのち速やかに建玉を処分していただきます。
- ⑤ 利益金の証拠金への振替が投資上限額を上回った場合は、翌々営業日に超過分を返還するものとします。従いまして超過分につきましては、建玉できませんのでご注意ください。
- ⑥ アラート通知対象者（日中立会終了時点において投資可能額から預り証拠金のうち委託者証拠金を減じた額が投資上限額の20%以下となった場合）につきましては、新たな建玉が出来ないものとします。
- ⑦ 決済を結了させたお客様につきましては、契約締結の日から1年間は新たな取引はできないものとします。
- ⑧ 上記(2)の③及び(3)の③の(c)にあります自己の計算においてしたものとみなす場合の対応は総括管理責任者が直ちに建玉を処分する等適切に処理するものとします。

## 7. 不招請勧誘の禁止対象からの例外に応じた禁止行為の新設

- (1) 上記6(2)又は(3)の勧誘により契約を締結した場合において、契約の内容とされた事項(上記6(2)③又は(3)③の事項)に反して取引を行うことを禁止する。(商品先物取引法施行規則第103条第1項第27号)
- (2) 内部統制の体制を構築せずに、上記6(2)又は(3)の勧誘を行うことを禁止する。(商品先物取引法施行規則第103条第1項第28号、第126条の19第10号)

## 8. 契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、速やかに商品取引契約を終了していただきます。

### ① 「不適当と認められる勧誘の対象者」であることが判明した場合。

- ・ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 商品デリバティブ取引をするための借入があった者
- ・ 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者

- ・規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ90日以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する投資上限額をいう。以下同じ）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘
- ・その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

## ②不正資金の流入が判明した場合。

## 9. 禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思と判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については自己責任が求められることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為を関係法令及び諸規則で細かく定めています。お客様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにして下さい。

### ○商品先物取引法（第214条）主な禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項について顧客から指示を受けずに取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝、勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。
- ⑨ 商品取引契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。

### ○商品先物取引法施行規則（第103条）主な禁止行為

- ① 証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ② 故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。（いわゆる「向い玉」）
- ③ 顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（顧客が所定の日時までに証拠金を預託しなかった場合や商品取引所による取引の制限等、「準則」に定める場合を除きます。）
- ④ 売付け又は買付け、転売又は買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。
- ⑤ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。（第三者が特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供させることを含みます。）
- ⑥ 顧客に対して、取引の単位を告げずに取引を勧誘すること。

- ⑦ 転売又は買戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。(いわゆる「仕切拒否」)
- ⑧ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。
- ⑩ 商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該商品契約の締結を勧誘すること
- ⑪ 顧客から商品市場における取引等の委託を受けようとする際、商品先物取引業者が当該委託に係る上場商品構成物品又は上場商品指数及び期限が同一であるものの取引について、故意に、商品市場における取引等の受託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引を対当させる取引(以下「特定取引」という。)を行っているにもかかわらず、当該顧客に対し、次に掲げる事項を説明しないで、当該委託を受けること。
  - イ 特定取引を行っている旨
  - ロ 特定取引によって当該委託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引が対当した場合には、当該顧客と当該商品先物取引業者との利益が相反するおそれがある旨

#### ○損失補てん等に関する禁止行為

- ・商品先物取引業者が顧客に対し、あらかじめ損失補てん等の申し込みや約束をすること等
- ・商品先物取引業者が顧客に対し、発生した損失の補てん等の申し込みや約束をすること等
- ・商品先物取引業者が顧客に対し、発生した損失の補てん等のために財産上の利益を提供すること等

## 10. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。なお所有していた現物を渡して利益を得た場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されます。

また、手数料に対しては消費税が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 11. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条第22項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」(同条項1号)の受委託にあたり、お客様の注文を当社の外務員が受注する対面取引の方法により行います。

当社は、商品取引所の受託取引参加者である株式会社コムテックスへの取次会社として、お客様から委託を受けて受注した注文を(株)東京商品取引所において執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

## 12. 当社の概要

商号	大起証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第195号
所在地	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番13号		
連絡先	電話番号（代表）	052-201-6311	
	お客様相談窓口	052-201-6333	
設立	1950年8月		
代表者	代表取締役社長 大口 博信		
資本金	6億3000万円		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、 日本投資者保護基金、日本商品委託者保護基金		

### お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員にご確認ください。

また、取引の内容に異議がある場合は、担当外務員によるご説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の「取引相談室」担当がおお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じております。また管理部及び取引相談室が適宜おお客様を訪問して、お取引に関してご不明な点や疑問等にお答えし問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

#### 当社お取引相談及び苦情窓口 取引相談室

電話 フリーダイヤル

本社 0120-706-030

#### 日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0016 東京都中央区日本橋堀留町

1丁目10番7号

電話 03-3664-6243

電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）

9:00～17:00

## 13. 免責事項

以下の事由によりお客様に損害が発生した場合、当社は責任を負わない。

- ① 通信機器及びコンピューターシステム等の障害によりサービスの停止をした場合。
- ② 電話回線の不調及び混雑等によって、口座利用ができなかった場合。
- ③ お客様の錯誤によって売買注文が成立した場合。
- ④ その他、お客様が諸規則に違反した場合。

## 14. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、<u>言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が金融商品取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。なお、印紙税法に定められた「継続的取引の基本となる契約書」に当たるため、4,000円の収入印紙が必要となります。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
取引報告書兼保証金受領書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。また、入出金があった場合にも送付いたします。</p>
取引残高報告書	<p>受託契約準則に基づき、毎月末時点で建玉を有するお客様に毎月末の建玉の状況を報告いたします。また、3ヶ月毎（3月末、6月末、9月末、12月末）に過去3ヶ月間に取引されたお客様に取引内容を記載したものを送付いたします。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。取引残高回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。</p>
SPAN <sup>®</sup> (スパン)	<p><b>SPAN<sup>®</sup></b>とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。<b>SPAN<sup>®</sup></b>証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本証券クリアリング機構（JSCC）が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）<b>SPAN</b>パラメーターを決定し、それを使用して金融商品取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。</p> <p>当社の委託者証拠金は、<b>JSCC</b>が毎週公表する<b>SPAN</b>パラメーターの片建証拠金プライス・スキャンレンジの金額を基本として採用し「当社が定める委託者証拠金」を決定します。なお商品内スプレッド割増額は同額として設定するため、同一銘柄同枚数までのスプレッド取引の証拠金は徴収しません。</p> <p>プライス・スキャンレンジとは、各商品の価格変動リスクをカバーする値として<b>JSCC</b>が算出（または設定）する数値です。</p> <p>商品内スプレッド割増額とは、スプレッド取引の場合において各商品の限月間の価格変動の差により生じるリスクをカバーするために<b>JSCC</b>が算出（または設定）したものです。</p> <p>商品間スプレッド割引額とは、異なる原資産の間の価格変動に一定の相関関係があり、<b>JSCC</b>がその相関関係に基づき原資産の間でリスク相殺を認めている場合、そのリスク相殺に伴う割引額です。</p>

<p>直接預託 差換預託</p>	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本証券クリアリング機構に預託されます。その際に、金融商品取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本証券クリアリング機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本証券クリアリング機構に預託する場合を「差換預託」といいます。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
<p>限 月</p>	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。</p>
<p>差金決済</p>	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を)仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
<p>日本商品先物取引協会</p>	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p>
<p>(株)日本証券クリアリング機構(JSCC)</p>	<p>(株)日本証券クリアリング機構（JSCC）は、我が国で初めて、証券取引法に基づく「証券取引清算機関」（現在の「金融商品取引清算機関」）として有価証券債務引受業（現在の「金融商品債務引受業」）の免許を受け、2003年1月14日から業務を開始し、統一清算機関として精算業務をおこなっています。</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本証券クリアリング機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>



